

本日（2022年3月31日）開催されました、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する関係府省対策会議（議長 野田聖子内閣府特命担当大臣）」に当機構の志田陽子代表理事が出席し、AV人権倫理機構として、以下の様な意見をお伝え致しました。

私ども AV 人権倫理機構は、AV 事業者のコンプライアンス維持に必要な業務をこれまで提供してまいりました。

今回の成年年齢引き下げに伴い、当機構では、「民法改正後も AV 出演は、20 歳に達してから」、また意思確認を厳格に行うことを事業者に通達しております。

従いまして、この自主規制が及ぶ事業者については、成年年齢の引き下げに合わせて「未成年者取消権」を維持することとしても、現在の自主規制ルールと変わるところはありません。

むしろ、海賊版配信業者や個人など、業界自主規制が及ばない領域のほうに問題があります。ここへの対策については、当機構としても、異存はございません。

ただ、その際、対策は、あくまでも実際の被害を対象としていただきたく存じます。

「AV 業界」全般を、「被害の温床」と見て、自主規制をきちんと守っている事業者にまで、事業が立ち行かなくなるようなルールを課すことは避けていただきたいのです。

それを行えば、困窮した事業者が、適正事業者の枠から脱落して、問題を起こすグループのほうに転落してしまうおそれが生じます。

この点へのご配慮をお願いいたします。

なお、これまで蓄積しております様々な資料・データもございますので、必要に応じてご連絡いただければ、いつでもご提供いたします。

今回、適正 AV 業界としての意見をお伝えする機会をいただき、対策会議の皆様にご挨拶申し上げます。